

北自旅一第86号の2
北技整第38号の2
北技保第62号の2
令和5年6月14日

北海道運輸局 各 運輸支局長 殿

北海道運輸局自動車交通部長（公印省略）
北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の終了）

標記については、令和2年4月6日付け北自旅一第3号の2、北自旅二第10号の2、北技整第5号の2及び北技保第2号の2により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和5年3月22日付け北自旅一第565号の2、北技整第224号の2及び北技保第405号の2により本取扱いの適用期間を令和5年6月30日まで延長しているところである。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが5類感染症となったことを踏まえ、自動車局安全政策課長、同旅客課長及び同整備課長から、別添のとおり通達があったので了知されたい。

なお、一般社団法人北海道バス協会会長あて、別紙のとおり通知していることを申し添える。

国自安第31号の2
国自旅第61号の2
国自整第61号の2
令和5年6月5日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の終了）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを、令和5年3月13日付け国自安第142号、国自旅第359号、国自整第190号により令和5年6月30日まで延長しているところである。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが5類感染症となったことを踏まえ、本取扱いを下記の通りとするので了知されるとともに、バス協会非加盟事業者に対して周知されたい。

なお、関係団体あて、別添のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 本取扱いの適用期間及び休車対象車両の追加について

本取扱いの適用期間は、令和6年3月31日までとする。なお、現在、管轄する地方運輸支局輸送担当部門に対し「車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離」を記載したリストを提出することにより、当該車両の定期点検実施の義務を免除しているところであるが、令和5年7月1日以降、当該リストへの車両の追加を受け付けないこととする。

また、適用期間終了に際して、事業者に対し、リストの更新（局への連絡）は求めないものとする。

2. 適用期間終了までの休車車両に対する措置について

本取扱いの適用を受けている全ての車両（適用期間終了の日までに抹消登録するものを除く。）について、適用期間終了の日までに整備管理規程に基づいた必要な点検整備（3月点検又は12月点検等）を計画的に実施すること。この場合において、長期間稼働しなかった車両については予期せぬトラブルが発生することも考慮した上で確実に実施すること。

以上

別添：バス協あて通知文

別 添

国自安第31号
国自旅第61号
国自整第42号
令和5年6月5日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の終了）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和5年3月13日付け国自安第142号、国自旅第493号、国自整第256号により、その取扱いを令和5年6月30日まで延長しているところです。

今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが5類感染症となったことを踏まえ、本取扱いを下記の通りとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 本取扱いの適用期間及び休車対象車両の追加について

本取扱いの適用期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、現在、管轄する地方運輸支局輸送担当部門に対し「車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離」を記載したリストを提出することにより、当該車両の定期点検実施の義務を免除しているところであるが、令和5年7月1日以降、当該リストへの車両の追加を受け付けないこととする。

また、適用期間終了に際して、事業者に対し、リストの更新（局への連絡）は求めないものとする。

2. 適用期間終了までの休車車両に対する措置について

本取扱いの適用を受けている全ての車両（適用期間終了の日までに抹消登録するものを除く。）について、適用期間終了の日までに整備管理規程に基づいた必要な点検整備（3月点検又は12月点検等）を計画的に実施すること。この場合において、長期間稼働しなかった車両については予期せぬトラブルが発生することも考慮した上で確実に実施すること。

以上

別添：地方運輸局及び沖縄総合事務局あて通知文